除排雪コールセンター☎(888)9400
…12月10日(日)▶3月15日(金)

空き家の管理は適正にお願いします

法律では、空き家を適正に管理することは、所有者などの責務とされています。強風で屋根が飛んだり、落雪で被害を及ぼしたりしないよう定期的に点検し、必要に応じて修理や除雪を行いましょう。

▌**通行人などに危害を及ぼすような危険な空き家の相談**
…防災安全対策課☎(888)5434
▌**その他、相談窓口の問い合わせ**
…市民相談センター☎(888)5646

家庭の雪寄せ・雪下ろし事業者

作業内容や料金などは各事業者によって異なります。除雪希望の現場を見てもらい見積書を取るなど、内容や料金は事前によくご確認ください。

詳しくは、下記の各事業者へお問い合わせください。生活総務課☎(888)5622

- **ハピサポあきた(寺内)**
☎080-1812-2871
FAX050-3164-3328
- **YG住建(南通)**
☎(836)5160・FAX(853)1656
- **鶴田運送(河辺)**☎070-8328-1033
- **住まいのコンビニ土日工業(新屋)**
☎(865)7386・FAX(864)1258
- **桜営繕(横森)**
☎(835)8291・FAX(835)8388
- **光塗装工業(茨島)**☎080-9637-1018
- **東日コーポレーション(仁井田)**
☎(884)1605・FAX(884)1606
- **秋田グリーン企画(手形)**
☎090-7937-7311
- **開晴(将軍野)**☎070-1583-1923
- **アイホーム(四ツ小屋)**
☎(838)7955・FAX(838)7956

＊上の一覧は市ホームページで募集し、掲載希望があった事業者です(申込順)。市が事業者をあっせん・紹介するものではありません。広報掲載後に申し込みがあった事業者についても、随時市ホームページに掲載します。
◆広報ID番号 1032099

除雪マナーを守りましょう

◆道路に宅地内の雪を出さないでください

除雪後の道路や融雪施設が設置された道路に雪を出さないでください。路面状況が悪化し、事故の原因になります。

また、除雪作業に合わせて道路に雪を出すことで、作業が大幅に遅れるだけでなく、通行人にも迷惑がかかりますので絶対にやめましょう。

＊上記のように、交通に支障をきたすような行為は、法令(道路法など)違反となります。

◆玄関・車庫前の雪寄せにご協力願います

除雪車通過後、道路に面した玄関や間口などに寄せられた雪は各世帯で取り除くようご協力をお願いします。

◆除雪の最大の障害となる路上駐車はやめましょう

路上への放置車１台で、その町内が後回しになったり、作業が中止になるなど、町内全体が迷惑します。路上駐車をしない、またはさせないようご周知ください。

◆敷鉄板などを置かないでください

宅地と車庫との段差を解消するための敷鉄板などがあると、除雪作業中に引っかけて破損するなど大変危険ですので、撤去するようお願いします。

ご協力をお願いします

◆深夜の除雪作業にご理解をお願いします

除排雪作業は、降雪状況により深夜になる場合があります。ご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いします。

◆作業中の除雪車には近づかないでください

◆雪で困っているかたがいるときは、地域のみなさんで助け合いましょう

令和５年度

二十歳(はたち)のつどい

日時 **1月7日(日)**

11:30 開場
12:55 オープニング
13:00 開式

会場 **CNAアリーナ★あきた**

式典のあと、運営協力委員が企画したアトラクション(参加者へのインタビュー、秋田県出身の芸人コンビ「ねじ」によるお笑いライブ、恩師を交えたふれあいタイムなど)を行います。介助などで付き添うかたも一緒に入場できますので、当日職員にお知らせください。

問い合わせ▶生涯学習室☎(888)5810

対象 平成15年４月２日～16年４月１日生まれのかた。過去に秋田市に在住していたかたや秋田市に学校や勤務先があり、秋田市外から通っているかたも出席できます

参加方法 **市内在住のかた**▶案内はがきを送付しますので、当日このはがき(写し可)を受付へ提出してください

市外在住のかた(秋田市に住民登録のないかた)▶事前登録制です。詳しくは、市ホームページをご覧ください　◆広報ID番号 1040401

円滑な運営にご協力ください

- 酒類の持ち込み、飲酒者の入場はお断りします。また、運営の妨げとなる行為や迷惑行為を行った場合、法に基づき厳正に対処します
- 駐車台数には限りがありますので、バス・タクシーの利用や自家用車の相乗りをお願いします
- 秋田駅と会場を往復(県庁・市役所前経由)するシャトルバスをご利用ください

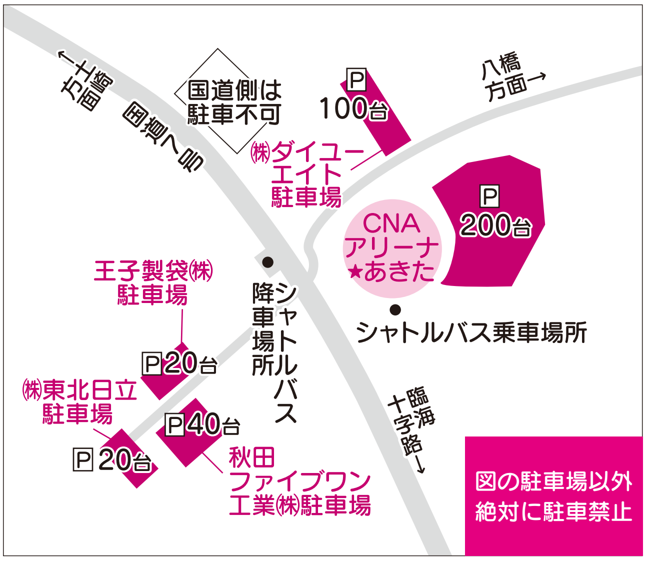

令和６年度

県・市体育施設団体使用申し込み

令和６年度に、県・市の体育施設で大会・行事を予定している団体は、下記の申込先にある申込書に大会・行事の開催要項を添えて、１月５日(金)(期日厳守)までにお申し込みください。

スケジュール調整会議は、２月５日(月)にCNAアリーナ★あきたで行います。

問い合わせ▶スポーツ振興課☎(888)5611

屋内体育施設

県営
- 県立体育館☎(862)3782
- 県立総合プール☎(895)5056
- 県立武道館☎(862)6651

市営
- CNAアリーナ★あきた／茨島体育館／河辺体育館／雄和体育館／雄和南体育館／北部市民サービスセンター体育館

申込
- 県営▶各施設へ直接お申し込みください
- 市営▶CNAアリーナ★あきた☎(866)2600

屋外体育施設

▶( )内は利用開始時期の予定。記載なしは４月～
▶⑤・⑥・⑦は原則公式試合のみ
▶⑩(芝生フィールド)・⑫・㉓(サッカー場)は１日２試合、⑤・⑥(天然芝)は１日３試合までの利用

県営
- ①こまちスタジアム　＊令和６年度は施設改修計画期間のため申込受付を見合わせています。
- ②向浜野球広場(４月20日～11月30日)
- ③向浜テニスコート(４月20日～11月30日)
- ④新屋ラグビー・サッカー場

→⑤～⑨は県立中央公園(雄和)の施設
- ⑤球技場(６月～) ⑥運動広場人工芝・天然芝
- ⑦野球場(４月下旬～) ⑧野球広場(４月下旬～)
- ⑨人工芝テニスコート(４月中旬～)

市営
- ⑩ソユースタジアム(芝生フィールドは５月～)
- ⑪さきがけ八橋球場
- ⑫秋田スポーツPLUS・ASPスタジアム(八橋球技場)(５月～)
- ⑬スペースプロジェクト・ドリームフィールド
- ⑭八橋多目的グラウンド
- ⑮八橋テニスコート　⑯八橋相撲場
- ⑰勝平市民グラウンド ⑱河辺岩見三内野球場
- ⑲河辺和田野球場 ⑳河辺戸島野球場
- ㉑雄和新波野球場 ㉒雄和花の森野球場
- ㉓スポパークかわべ(サッカー場は６月～)
- ㉔北野田公園アリーナ・テニスコート

申込
- ①～③は向浜スポーツゾーン総合事務所☎(895)5056
- ④は新屋運動広場☎(888)8050
- ⑤～⑨は県立中央公園☎(886)3131
- ⑩～㉔はソユースタジアム☎(823)1472